

船舶事故等調査報告書

平成23年9月29日
運輸安全委員会（海事専門部会）議決

事故等番号	2011長第19号	
事故等種類	衝突	
発生日時	平成23年2月26日（土） 13時10分ごろ	
発生場所	熊本県上天草市樋合島南西方沖 天草中の橋橋梁灯（C1灯）から真方位261° 2,460m付近 （概位 北緯32° 32.0′ 東経130° 23.8′）	
事故等調査の経過	平成23年3月14日、本事故の調査を担当する主管調査官（長崎事務所）を指名した。 原因関係者から意見聴取を行った。	
事実情報	<p>船種船名、総トン数 船舶番号、船舶所有者等</p> <p>A モーターボート 千鶴^{ちづつ}、5トン未満（長さ6.56m） 293-30412熊本、個人所有</p> <p>B モーターボート SOUTHERN CROSS^{サザンクロス}号、5トン未満（長さ5.41m） 293-25958熊本、個人所有</p>	
乗組員等に関する情報	<p>A 船長A、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p> <p>B 船長B、二級小型船舶操縦士・特殊小型船舶操縦士・特定</p>	
死傷者等	なし	
損傷	<p>A 船尾外板及び船橋構造物破損</p> <p>B 船首船底に擦過傷、船尾船底に割損</p>	
事故等の経過	<p>A船は、船長Aが1人で乗り組み、家族1人を乗せ、樋合島南西方沖で船首から投錨して釣りを行っていたが、釣果がなかったことから、船長Aが、キャビンの中で家族と食事をとっていたところ、機関音がしたので船尾方を見ると約50mのところA船に向かってくるB船を認めた。</p> <p>船長Aは、これまで接近してくる他船が飛沫がかかるくらいに間近を通り過ぎていくことがよくあったことから、このときいつものようにA船の近くをB船が通り過ぎていくものと思っていたところ、平成23年2月26日13時10分ごろ、樋合島南西方沖において、A船の船尾部とB船の船首部とが衝突した。</p> <p>B船は、船長Bが1人で乗り組み、船長Bが、椅子に座った姿勢で約20km/hの対地速力で手動操舵により南東進していたとき、船首方を右から左に横切って北上して行く船に注意を向けていたので、A船に気付かずに航行し、両船が衝突した。</p> <p>衝突後、船長Aは、海上保安部に通報し、両船ともB船が係留しているマリーナに自力で航行した。</p>	
気象・海象	<p>気象：天気 晴れ、風はほとんどなし、視界 良好</p> <p>海象：海上 平穏</p>	
その他の事項	A船は、有効な音響信号装置を備えておらず、錨泊中を示す形象物を掲げていなかった。	
分析	乗組員等の関与	あり
	船体・機関等の関与	なし

	<p>気象・海象の関与 判明した事項の解析</p>	<p>なし</p> <p>A船は、樋合島南西方沖において、船長Aが、キャビンの中で食事をしながら錨泊中、機関音を聞いて接近してくるB船を認めたが、B船と衝突したものと考えられる。</p> <p>B船は、樋合島南西方沖を南東進中、船長Bが、船首方を北上する他船に注意を向け、船首方の見張りを行っていなかったことから、前路で錨泊中のA船に気付かずに航行し、A船と衝突したものと考えられる。</p>
<p>原因</p>	<p>本事故は、樋合島南西方沖において、A船が錨泊中、B船が南東進中、船長Bが、船首方の見張りを行っていなかったため、前路のA船に気付かずに航行し、両船が衝突したことにより発生したものと考えられる。</p>	
<p>参考</p>	<p>今後の同種事故等の再発防止に役立つ事項として、次のことが考えられる。</p> <ul style="list-style-type: none"> ・ 航行船舶は、前路の船舶を見落とさないよう、適切な見張りを行うこと ・ 錨泊船舶は、周囲の見張りを行い、接近してくる他船に対しては、早めに音響信号設備により警告信号を行うこと 	